

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 6 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業
補償等に関する規則の一部改正)

第1条 労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う
休業補償等に関する規則(平成7年川崎市規則第63号)の一部を次のよう
に改正する。

第4条第2項第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「拘置されて
いる場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑
の執行を受けている場合」を加える。

(川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和47年川崎市規則第6
0号)の一部を次のように改正する。

第7号様式中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

(川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の
登録等に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業
者の登録等に関する規則(平成12年川崎市規則第1号)の一部を次のよう
に改正する。

第3条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第5条第3項第1号中「禁^こ錮」を「拘禁刑」に改める。

(川崎市災害救助法施行細則の一部改正)

第4条 川崎市災害救助法施行細則(令和元年川崎市規則第7号)の一部を次
のように改正する。

第7号様式(裏)中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(人の資格に関する経過措置)

第5条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の拘禁刑に処せられた者は無期の禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期の拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）に処せられた者とみなす。

（労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第6条 この規則の施行前にした行為に対する旧刑法第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第1条の規定による改正後の労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則第4条第2項第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

(川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この規則の施行の際現に交付されている心身障害者扶養共済制度年金証書は、第2条の規定による改正後の川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の様式による心身障害者扶養共済制度年金証書とみなす。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。